

## 第1条 おきぎん外為 Web サービス

### 1. サービス内容

「おきぎん外為 Web サービス」（以下「本サービス」といいます。）は、当行に対し書面による当行所定の手続きを完了した方（以下「利用者」といいます。）が、パーソナルコンピューター等の端末機（以下「端末」といいます。）を通じて、インターネットを経由して当行に対し次の依頼を行い、当行がその手続きを行うサービスをいいます。

- (1) 外国送金受付サービス
- (2) 輸入信用状受付サービス

### 2. 使用できる端末

本サービスの利用に際して使用できる端末およびブラウザのバージョンは、当行所定のものに限ります。なお、インターネットに接続できる環境を有しない方は利用できません。

### 3. 取扱日および利用時間

- (1) 本サービスの取扱日および利用時間は当行所定の時間内とします。ただし、当行は利用者に事前に通知することなく利用時間を変更する場合があります。
- (2) 前号の時間内にかかわらず、臨時のシステム調整等の実施により、本サービスの全部または一部が利用できない場合があります。

### 4. 取引日付

利用者は、外国送金の場合、当日以降を希望日として本サービスの依頼を行うことができます。また、輸入信用状発行、輸入信用状条件変更の場合、翌々営業日以降を希望日として本サービスの依頼を行うことができます。希望日には、当行所定の期間内で当行所定の日付を指定することができます。

### 5. 利用対象者

- (1) 本サービスの利用を申し込むことができる方（以下「利用申込者」といいます。）は、次の各号全てに該当する方とします。
  - ①法人、または個人事業主の方
  - ②インターネットを利用可能な環境にある方
  - ③当行本支店に円建普通預金口座、または円建当座預金口座をお持ちの方
  - ④本規定の適用に同意した方
- (2) 本条第5項第1号に該当する方からの利用申込であっても、当行は、次の場合には利用申込を承諾しない場合があります。なお、当行が利用申込を承諾しない場合、当行はその理由を通知いたしません。利用申込者は、この不承諾につき異議を述べないものとします。
  - ①利用申込時に虚偽の事項を届け出たことが判明したとき
  - ②その他、当行が利用を不相当と判断したとき

### 6. 代表口座の届け出・登録

- (1) 利用申込者は、あらかじめ当行所定の申込書により当行本支店における利用者名義の口座を代表口座として登録するものとします。
- (2) 代表口座とは、本サービスの申込時に当行所定の申込書により事前に登録する契約手数料の決済口座をいい、代表口座に指定できる預金種類は当行所定の預金種類とします。また、代表口座の届出印を本サービスにおける届出印とします。
- (3) 支払指定口座とは、本サービスの申込時に当行所定の申込書により事前に登録する、外国送金の代り金の決済口座をいい、支払指定口座に指定できる口座数および預金種類は当行所定の預金種類とします。また、代表口座は自動的に支払指定口座となります。

### 7. 本サービスの利用者および管理者・担当者

- (1) 利用者は、本サービスの管理者（以下「管理者」といいます。）を当行所定の手続きにより登録するものとします。なお、管理者を複数指定することもできます。
- (2) 利用者は、本サービスにおける管理者の利用権限を一定の範囲で代行する者（以下「担当者」といいます。）を、当行所定の手続きにより登録することができます。
- (3) 管理者は端末機から、当行が提供するサービスを利用できるものとし、利用者は利用者ご本人の責任において管理者に本規定を遵守させることとし、そのサービスの利用に関する責任は利用者が負います。
- (4) 担当者は端末機から、当行が提供するサービス（承認機能を除く）を利用できるものとし、利用者は利用者ご本人の責任において担当者に本規定を遵守させることとし、そのサービスの利用に関する責任は利用者が負います。
- (5) 利用者は、管理者および担当者に関する登録内容の変更について、当行所定の方法で直ちに届け出るものとします。なお、変更の種類によっては、変更手続きの完了までに時間を要することがあり、この場合当行は、当行内で変更手続きが完了するまでの間、管理者および担当者に関する登録内容に変更がないものとみなします。万一このことにより利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 8. サービス種類・内容の変更

本サービスの種類・内容は、当行の都合で変更されることがあります。

## 第2条 利用申込

1. 本サービスを利用するには、本規定の内容を十分理解し、その内容が適用されることを承諾したうえで当行所定の申込書に当行所定の事項を記入し、申込手続を行うものとします。
2. 利用申込者は、本サービスの利用申込書に管理者名、担当者名等の登録に必要な事項を当行に届け出ます。
3. 当行は、申込書の記載内容に不備がないこと等を確認のうえ、申込を承諾する場合は、利用開始の通知を利用申込者の届出住所に郵送により通知します。
4. 印鑑照合
  - (1) 利用申込者が申込書に押印した印影を代表口座および支払指定口座の届出印と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書について偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
  - (2) 本サービスの申込内容に変更がある場合は、代表口座の届出印により当行所定の申込書を提出してください。この場合、相当な注意をもって印鑑を照合し、相違ないものと認めて取扱いを行った場合は、申込書について偽造・変造・盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
5. 当行は、本規定、マニュアル、パンフレット、ホームページ等に、本サービスに関するリスクおよび当行がリスク対策のために採用しているセキュリティ手段を明示します。利用申込者は、本サービスにリスクが存在することを理解し、当行のリスク対策の内容を全て理解したうえで利用申込を行うものとします。
6. 本サービス利用者は、当行より送付した利用開始の通知を受領後、当行所定の方法によりワンタイムパスワードを生成するアプリケーションソフト（以下「ワンタイムパスワード生成アプリケーションソフト」といいます。）をインストールし、ワンタイムパスワード利用開始登録を行うものとします。ワンタイムパスワードとは、第三者による本サービスの不正利用を防ぐための認証方式で、ワンタイムパスワード生成アプリケーションソフトを使って生成される使い捨てパスワードです。
7. 本サービスの初回ログイン時は、当行より送付した利用開始の通知に記載されたユーザ ID と、本サービスの利用申込書に記入した初回ログインパスワード、ワンタイムパスワード生成アプリケーションソフトにより生成・表示されたワンタイムパスワードによりログインし、端末からログインパスワードを変更するものとします。

## 第3条 本人確認

1. 本人の確認
  - (1) 本サービスをご利用いただく際の本人確認は「ワンタイムパスワード認証方式」により行います。ワンタイム認証方式は、ユーザ ID とログインパスワードおよびワンタイムパスワード（以下総称して「パスワード等」といいます。）により利用者ご本人であることを確認する方式です。
    - ①ワンタイムパスワードを生成するソフトウェアの有効期限は当行が定めるものとします。
    - ②本契約が解約された場合、ワンタイムパスワードは無効化されます。
  - (2) 利用者が本サービスを利用する場合は、端末に本人確認のためのパスワード等を入力し当行宛に送信するものとします。
  - (3) 当行は、前項により当行が受信した内容と当行に登録されているパスワード等の一致を確認した場合に、送信者を利用者ご本人とみなし、次の事項を確認したものととして取扱います。
    - ①利用者の有効な意思による申込みであること。
    - ②当行が受信した依頼内容が真正なものであること。
  - (4) 本人確認に使用するパスワード等、その他本人確認方法の規格・設定数・設定方法等は、当行が定めるものとし、当行が必要とする場合、利用者の承諾なしにこれらを変更することができるものとします。
  - (5) 当行が、本規定（当行所定事項に定める事項を含みます。）にしたがって本人を確認し、依頼された取引が成立した場合、パスワード等について不正使用、その他事故があっても当行は当該依頼を利用者の意思に基づく有効なものとして取扱い、また、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。パスワード等は、利用者が嚴重に管理し、その内容を第三者に漏らしたり、紛失・盗難にあわないよう十分注意してください。
2. ログインパスワードの管理
  - (1) 利用者がログインパスワードを指定する場合は、当行所定の文字数を指定してください。また、ログインパスワードの指定に当たっては、生年月日や電話番号等、第三者から推測可能な番号の指定は避けるとともに、利用者の責任において第三者に知られないよう嚴重に管理してください。なお、当行はログインパスワードの照会に対して回答は行いません。また、当行行員がログインパスワードをお尋ねしたりすることはありません。
  - (2) ログインパスワードの変更は端末より随時行うことができます。ログインパスワードは利用者のセキュリティ保護のため、当行所定の有効期限を有するものとします。
  - (3) 利用者がログインパスワードの入力を当行所定の回数連続して誤った場合は、その時点で当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用を再開するためには、当行所定の方法により当行へ届け出てください。
  - (4) ログインパスワードを失念した場合には、すみやかに当行所定の申込書により当行へログインパスワードの変更を依頼してください。当行がログインパスワードの変更を完了したのち利用者がログインし、端末からログインパスワードを変更するものとします。当行はこの変更手続により届け出られたログインパスワードを本サービスの正式なログインパスワードとします。なお、当行へのログインパスワード変更依頼前に生じた損害に

## 【おきぎん外為 Web サービス利用規定】

---

については、当行は責任を負いません。

- (5) 本サービスのご利用に際して必要なログインパスワードの本人確認方法、設定方法等は、当行が必要とする場合、利用者の承諾なしにこれらを変更することができるものとします。
3. パスワード等の盗用・不正使用等
    - (1) パスワード等が第三者に知られた場合、またはその恐れがある場合（ワンタイムパスワード生成アプリケーションソフトをインストールした端末の盗難、遺失などの場合を含みます。）、利用者は直ちに電話等により当行に届出てください。届出の受付により、当行は本サービスの利用を停止します。
    - (2) パスワード等の盗用・不正使用により、前項の届出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。本サービスの利用を再開するときは、当行に連絡のうえ当行所定の手続きをとってください。

### 第4条 取引の依頼

#### 1. 取引の依頼方法

本サービスにおける取引の依頼は、パスワード等および取引に必要な事項を利用者が自己の端末を利用して当行に伝送して行うものとします。

#### 2. 依頼内容の確定

- (1) 利用者は、依頼内容を当行の指定する方法で当行へ伝送してください。当行が依頼内容を確認した時点で当該取引の依頼が確定したものとし、当行が定めた方法で各取引の手続きを行います。受付完了の確認は端末にて行ってください。
- (2) 取引の依頼事項は当行において電磁的記録等により相当期間保存します。利用者と当行との取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとし、

#### 3. 取引依頼の効力

利用者が本サービスにより当行へ送信した電磁的記録による依頼は、当行と利用者との取引において印章を押印した書面と同等の法的効力をもつものとします。

### 第5条 外国送金受付サービス

1. 外国送金受付サービスとは、利用者の端末からの依頼に基づき、利用者が指定する支払指定口座から送金資金および送金手数料等を引き落とし、外国送金の依頼を行うサービスです。
2. 外国送金受付サービスは、第4条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、当行が当行所定の時限に送金資金および送金手数料を引き落としした時点で成立するものとします。
3. 支払指定口座からの資金引落しは、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず通帳および払戻請求書または当座小切手等の提出を不要とし自動的に引き落としします。
4. 次の各号に該当する場合、外国送金受付サービスによる外国送金のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、利用者は当行から利用者へお取り扱いできない旨の連絡およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
  - (1) 当行所定の時限において、送金資金と送金手数料の合計額が支払指定口座の支払可能残高を超える場合。ただし、支払指定口座からの引き落としが本サービスによるものに限らず複数ある場合で、その引き落としの総額が支払指定口座の支払可能残高を超えるときは、そのいずれを引き落とすかは当行の任意とします。なお、いったん送金資金決済が不能となった外国送金については、当行所定の時限後に資金の入金があっても送金は行われません。
  - (2) 支払指定口座が解約済の場合。
  - (3) 利用者から支払指定口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が当行所定の手続きを行った場合。
  - (4) 差押等やむを得ない事情があり当行が支払を不相当と認めた場合。
  - (5) 外国送金受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
  - (6) 当行所定の回数を超過してパスワード等を誤って利用者の端末に入力した場合。
  - (7) 外国送金が外国為替関連法規に違反する場合。
  - (8) 停電・故障等により取扱できない場合。
  - (9) その他、当行が必要と認めた場合。
5. 外国送金の取組時に適用される為替相場は次のとおりとします。
  - (1) 外国送金通貨と支払指定口座の通貨が異なる場合は、送金希望日における当行外国為替公示相場を適用します。
  - (2) 前号にかかわらず、利用者があらかじめ当行との間で為替予約を締結している場合において、外国送金依頼データに当該為替予約の予約番号を入力したときには、当該為替予約の予約相場を適用します。
6. 利用者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
7. 利用者は、外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
8. 利用者は当行に外国送金を依頼するにあたり、別途「外国送金取引規定」を十分理解したうえで、これに従うものとします。
9. 依頼内容の変更・取消

## 【おきぎん外為 Web サービス利用規定】

依頼内容が確定した場合、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、送金希望日の前営業日までに当行に変更または取消の依頼があり、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行単独の裁量により、変更または取消を承諾する場合があります。

### 第6条 輸入信用状受付サービス

1. 輸入信用状受付サービスとは、利用者の端末からの依頼に基づき、信用状の発行および変更の依頼を行うサービスです。
2. 第4条第2項による取引依頼により依頼内容が確定し、それに基づき当行所定の手続等が完了した時点で成立するものとします。
3. 輸入信用状受付サービスによる信用状開設依頼書等は、国際商業会議所制定の「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」に準じるものとします。また、本規定に定めのない事項については、利用者が当行宛に別途差入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。
4. 次の各号に該当する場合、輸入信用状受付サービスによる信用状のお取り扱いはできません。なお、サービス依頼内容が確定した後で、お取り扱いができないこととなった場合であっても、利用者は当行から利用者へのお取り扱いできない旨の連絡、およびお取り扱いできない理由の通知が行われない場合があることに同意するものとします。
  - (1) 当行所定の手続の結果、与信判断等当行独自の判断により発行を行わないと決定した場合。
  - (2) 利用者から代表口座の支払停止の届出があり、それに基づき当行が当行所定の手続を行なった場合。
  - (3) 輸入信用状受付サービスによる依頼が当行所定の取扱日および利用時間の範囲を超える場合。
  - (4) 当行所定の回数を超過してパスワード等を誤って利用者の端末に入力した場合。
  - (5) 停電・故障等により取扱できない場合。
  - (6) その他、当行が必要と認めた場合。
5. 利用者は、外国為替関連法規の各種法令において、当局宛に書類等を提出する必要がある場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
6. 利用者は、外国為替関連法規により定められた許可・届出書等の提示または報告書等の提出が必要な場合、すみやかに、当行宛に当該書類等を提出するものとします。
7. 依頼内容の変更・取消  
依頼内容が確定した場合、依頼内容の変更または取消は原則としてできないものとします。ただし、発行希望日の前営業日までに当行に変更または取消の依頼があり、当行がやむを得ないものと認めた場合には、当行単独の裁量により、変更または取消を承諾する場合があります。

### 第7条 手数料等

1. サービス利用料金
  - (1) 本サービスの利用にあたり、当行所定のサービス利用料金（消費税相当額を含む）として契約手数料および月額利用料をいただきます。
  - (2) 契約手数料は、通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書類記載の代表口座から本サービスの当行所定の登録が完了した時点で自動的に引き落とします。
  - (3) 月額利用料は、通帳・払戻請求書等の提出なしに申込書類記載の代表口座から毎月当行所定の日以前月分を自動的に引き落とします。なお、初回の引き落としはサービス開始月の翌々月分からです。
  - (4) 当行は、本サービスの月額利用料および月額利用料以外の諸手数料にかかる領収書等の発行は行いません。
  - (5) 本規定第11条に基づき、本サービスが月の途中で解約された場合でも、解約手続きが完了する日に属する月の月額利用料は全額いただきます。
2. 外国送金手数料
  - (1) 本サービスにより外国送金を取り組む場合、前1項のサービス利用料金とは別に、当行所定の送金手数料をいただきます。
  - (2) 送金手数料は、送金依頼の都度、当該送金の支払指定口座、または代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに引き落としいたします。
  - (3) 利用者が指定する支払指定口座が外貨普通預金である場合、送金手数料等は代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに引き落としいたします。
3. 信用状発行・条件変更手数料
  - (1) 本サービスにより信用状発行、条件変更等を取り組む場合、前1項のサービス利用料金とは別に、当行所定の信用状発行手数料、信用状発行保証料、条件変更手数料（以下「信用状手数料」といいます。）をいただきます。
  - (2) 信用状手数料は、信用状発行、条件変更の都度、代表口座から普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳・払戻請求書の提出なしに引き落としいたします。

### 第8条 取引内容の確認

1. 本サービスによる取引後は、すみやかに普通預金通帳等への記帳または当座勘定照合表等により取引内容を照合してください。万一、取引内容に相違があるときは、直ちにその旨を当行に連絡ください。

## 【おきぎん外為 Web サービス利用規定】

2. 利用者と当行との取引内容について疑義が生じた場合には、当行が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとしします。

### 第9条 届出事項の変更等

#### 1. 届出事項の変更等

利用者は、預金口座および本サービスに関する印鑑、氏名、商号、代表者、住所、電話番号、その他届出事項に変更があったときには、すみやかに当行所定の申込書によりお届けください。ただし、ログインパスワードの変更については、端末からの依頼に基づきその届出を受け付けます。

#### 2. 届出の効力

変更の届出は当行の変更処理が終了したときに有効となります。変更処理終了前に生じた損害等については、当行は責任を負いません。

#### 3. 未着の場合の取扱い

前項に定める届出事項の変更の届出がなかったために、当行からの通知または当行が送付する書類等が延着し、または到着しなかった場合には、通常到達すべきときに到達したものとみなします。

### 第10条 免責事項

1. 次の各号の事由により本サービスの取り扱いに遅延、不能等があってもこれにより生じた損害について当行は責任を負いません

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。

(2) 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、電子機器、通信機器、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。

(3) 当行の責によらず、回線障害、通信業者のシステム障害等が生じたとき。

(4) 当行以外の金融機関の責に帰すべき事由があったとき。

2. 利用者は本サービスの利用に際し、公衆回線、インターネット等の通信経路の特性および本サービスで当行が講じる安全対策等について了承しているものとみなします。

3. 当行または金融機関の共同システムの運用体が相当の安全策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴等がなされたことによりパスワード等や取引情報等が漏えいしたことにより生じた損害については、当行は責任を負いません。

4. 本サービスの提供にあたり、当行が当行所定の本人確認手段に従って本人確認を行ったうえで送信者を利用者とみなして取り扱いを行った場合は、パスワード等につき当行の責めによらない不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

5. 本サービスに使用する端末が正常に稼動する環境については、利用者の負担および責任において確保するものとします。当行は、本契約により端末が正常に稼動することについて保証するものではありません。万一、端末、通信媒体等、およびプロバイダの設備が正常に稼動しなかったことにより取引が成立しない、または成立し、利用者に損害が生じた場合でも、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

6. 当行が、本規定に基づいて利用者から提出された申込書等に使用された印影を届出の印章の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取り扱いを行った場合は、それらの書類につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. 当行が設定したユーザ ID 等を郵送上の事故等当行の責めによらない事由により、第三者（当行行員を除きます。）が知りえたとしても、そのために生じた損害について当行は一切責任を負いません。

8. 当行が本規定により取り扱ったにもかかわらず、利用者が本規定により取り扱わなかったために生じた損害については、当行は責任を負いません。

9. 当行は、利用者が本サービスへ入力した内容を確認する責任を負いません。利用者の誤入力によって生じた損害について当行は一切責任を負いません。管理者および担当者が本サービスへ入力した場合には、利用者の意思に基づくものとみなします。

10. ワンタイムパスワード生成アプリケーションソフトをインストールした端末を譲渡・廃棄などする場合は、利用者が事前に当行所定の方法によりワンタイムパスワード生成アプリケーションソフトの削除を行わなければなりません。利用者がこの削除を行わなかった場合、ワンタイムパスワードの不正使用その他事故があっても、そのために生じた損害について、当行は責任を負いません。

11. 当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、本サービスを利用したことについては利用者が一切の責を追うものとし、当行は責任を負いません。なお、当行が責任を負うべき範囲は、当行の責めに帰すべき事由により直接発生した損害に限られるものとします。当行はいかなる場合であっても間接損害、特別損害、その他利用者にかかる一切の損害について損害賠償等の責任を負いません。

### 第11条 不正な取引

1. 本サービス利用者以外の第三者が不正な手段（電子情報の記録されたパーソナルコンピュータおよび記録媒体等の強取を含みます。）を用いて、電子情報（ユーザ ID、ログインパスワード、ワンタイムパスワード等）を入手し、当該電子情報を利用して、本サービス利用者の口座から資金を移動する取引（以下、「不正な取引」

といえます。)により生じた損害について、次の各号のすべてに該当する場合、本サービス利用者は当行に対して当行所定の補償限度額の範囲内で第2項に定める補償の請求を申し出ることができます。

- (1) 不正な取引の被害に遭った旨の連絡を本サービス利用者から当行が受理した日(以下「受理日」といいます。)の30日前以降、受理日の翌日以降初めて到来する営業日の午後12時までの間に、不正な取引が行われたこと。
  - (2) 本サービス利用者の電子情報の管理について、責に帰すべき事由がなかったことを本サービス利用者が当行に対して当行所定の方法により証明したこと。
  - (3) 当行により資金移動取引の事実が確認されたこと。
2. 前1項の申出がなされた場合、不正な取引が本サービス利用者の故意による場合を除き、不正な取引にかかる損害(取引金額および手数料)の額に相当する金額(以下、「補償対象額」といいます。)を補償するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償対象額を減額した金額を補償あるいは補償を行わないことがあります。
- (1) 本サービスを使用するパソコンの基本ソフト(OS)やブラウザ等、各種ソフトウェアを最新の状態に更新していない場合。
  - (2) メーカーのサポート期限が経過した基本ソフト(OS)やブラウザ等、各種ソフトウェアを使用していた場合。
  - (3) 本サービスを使用するパソコンにセキュリティ対策ソフトを導入のうえ最新の状態に更新して稼働していない場合。
  - (4) 本サービスで使用するログインパスワードを定期的に変更していない場合。
  - (5) 当行が指定する正規の手順でワнтаイムパスワードを使用していない場合。
  - (6) パスワード等の盗用または不正な取引に気付いてからすみやかに、当行へ通報が行われていない場合。
  - (7) パスワード等の盗用または不正な取引に気づいてからすみやかに、警察に被害を通報し、被害事実等の事情説明が行われていない場合。
  - (8) 当行の調査および警察による捜査への協力に対し、契約者より十分な説明が行われていない場合。
  - (9) 正当な理由なく、他人にパスワード等を回答してしまった場合。
  - (10) パソコンや携帯電話等が盗難に遭った場合において、パスワード等をパソコンや携帯電話等に保存していた場合。
  - (11) 銀行が注意喚起しているにも関わらず、注意喚起された方法で、メール型のフィッシングに騙される等、不用意にパスワード等を入力してしまった場合。
  - (12) その他、上記と同程度の過失が認められた場合。
3. 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補償の責任を負いません。
- (1) 本サービス利用者またはその法定代理人(本サービス利用者が法人であるときは、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)が行った不正な取引。
  - (2) 本サービス利用者の同居の親族および別居の未婚の子、同居人、留守人または使用人等が自ら行い、または加担した不正な取引。
  - (3) 本サービス利用申込書の偽造または変造。
  - (4) 本サービス利用者による利用規定違反。
  - (5) 本サービスに関するコンピュータ・システムが正常に機能しない状態。
  - (6) 本サービス利用者が他人に譲渡、貸与または担保差入れしたパーソナルコンピューター等の不正使用。
  - (7) 本サービス利用者が他人に強要、脅迫または欺罔されて行った資金移動取引。

## 第12条 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは第13条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEのいずれに該当しない場合に利用することができ、第13条第5項第1号、第2号AからFおよび第3号AからEの一に該当する場合には、当行は本サービスの申込みをお断りするものとします。

## 第13条 解約等

1. 本サービスの利用契約は、当事者の一方の都合でいつでも解約することができます。ただし、当行に対する解約の通知は当行所定の申込書により行うものとします。なお、解約の効力は当行が解約通知受付後に、解約手続きを完了した時点から発生するものとし、解約手続き完了前に生じた損害について当行は責任を負いません。
2. 当行が解約の通知を利用者の届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着または到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 代表口座が解約された場合には、本利用契約も解約されたものとみなします。
4. 利用者に次の各号の事由がひとつでも生じたときは、当行はいつでも本利用契約を解約することができます。この場合、当行が利用者にその旨の通知を発信した時に解約されたものとします。なお、解約時まで処理が完了していない取引の依頼について当行はその処理を行う義務を負いません。

## 【おきぎん外為 Web サービス利用規定】

- (1) 支払の停止または破産・再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
  - (2) 手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
  - (3) 住所変更の届出を怠るなど利用者の責に帰すべき事由によって、当行においてお客さまの所在が不明となったとき。
  - (4) 当行に対する債務が一つでも期日に延滞したとき。
  - (5) 1年以上にわたり、本サービスの利用がないとき。
  - (6) 申込書または本規定にもとづく届出について虚偽の事実があることが判明したとき。
  - (7) 当行から発送した郵便物が不時着により返却されたとき。
  - (8) 利用者の預金その他当行に対する債権について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
  - (9) 相続の開始があったとき。
  - (10) 利用者が本規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じたとき。
5. 第1項の他、各号の一にでも該当し、利用者との取引を継続することが不適切である場合には、本サービスを停止し、または利用者に通知することにより本サービス利用契約を解約できるものとします。
- (1) 利用者が本サービス申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合。
  - (2) 利用者が次のいずれかに該当したことが判明した場合。
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは次の各号に該当する行為をした場合
    - F. その他前各号に準ずる者
  - (3) 利用者が、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他前各号に準ずる行為
6. 当行は、事前に利用者に通知することなく本サービスを休止することができます。そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
7. 利用者が当行に対し本サービスに関する何らかの債務を負っている場合は、解約時に全額を支払うものとします。

### 第14条 海外からの利用

本サービスは、原則として日本国内からのご利用に限るものとし、利用者は海外からのご利用については各国の法律・制度・通信事情等によりご利用いただけない場合があることに同意します。

### 第15条 通知手段

利用者は、当行からの通知・確認・ご案内等の手段として当行ホームページへの掲示その他の方法が利用されることに同意します。

### 第16条 サービスの休止

1. 当行はシステムの維持、安全性の維持、その他必要な事由がある場合は、サービスの休止時期および内容について第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスを休止することができます。
2. 本条第1項の規定にかかわらず緊急かつやむを得ない場合に限り、当行は利用者へ事前に通知することなく本サービスを休止できるものとします。この場合は、この休止時期および内容について第15条の通知手段により後程お知らせいたします。
3. 利用者は、サービスの休止により発生した損害について、当行が一切の責任を負わないことに同意するものとします。

### 第17条 サービス内容・規定等の変更

1. サービス内容の追加  
当行は、第1条記載の各種サービス以外の新サービスを追加することができるものとします。この場合、本サービスの利用者が新サービスの利用を希望する場合、新サービスについて当行が定める利用申込手続を行なうものとします。サービス追加時には、本規定を変更することがあります。
2. サービスの廃止  
当行は、廃止内容を第15条の通知手段によりお知らせのうえ、本サービスで実施しているサービスの全部または一部を廃止することができるものとします。サービスの全部または一部廃止時には、本規定を変更することがあります。なお、利用者は、サービスの廃止により発生した損害について、当行が一切の責任を負わないことに同意するものとします。

### 3. 規定の変更

当行は、必要がある場合、本規定および利用方法（当行所定事項を含みます。）を変更することができるものとします。変更の内容や変更日については、当行のホームページに掲示する等の方法により利用者に通知します。変更日以降は変更後の規定に従い取扱うものとしますので、本サービスを利用する際には、変更後の利用規定を確認のうえご利用ください。規定の変更が行われた後に、利用者が本サービスを利用した場合は、変更後の規定を承認したものとみなします。なお、利用規定の変更により損害が生じた場合であっても、当行の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当行は責任を負いません。

### 第 18 条 サービスの利用期間

本サービスの利用期間は、申込書に記載されている申込日から起算して1年間とし、利用者または当行から特段の申し出がない限り、期間満了の日の翌日から自動的に1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

### 第 19 条 業務委託の承諾

1. 当行は、当行が任意に定める第三者（以下「委託先」といいます。）に業務の一部を委託し、必要な範囲内で利用者に関する情報を委託先に開示できるものとし、利用者はこれに、同意するものとします。
2. 当行は、委託先に本サービスを構成している各種サーバーシステムの運用、保守等のセンター業務を委託することができるものとし、利用者はこれに同意するものとします。

### 第 20 条 譲渡、質入れ等の禁止

本サービスの利用にかかる利用者の権利および預金等は、譲渡、質入れ、貸与することはできません。

### 第 21 条 関連規定の準用

本規定の定めのない事項については、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、当座勘定規定等各種預金規定、外国送金規定、「荷為替信用状に関する統一規則および慣例」により取り扱います。また、輸入信用状受付サービスについては、前記のほか、利用者が当行宛に別途差入れている「信用状取引約定書」の各条項、および「銀行取引約定書」の各条項に従うものとします。これらの規定と本規定との間で取扱が異なる場合、本サービスに関しては本規定が優先的に適用されるものとします。

### 第 22 条 利用者情報等の取扱い

1. 当行は次の利用者情報等を厳正に管理し、利用者の情報保護のために十分に注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用者情報等の利用を行いません。
  - (1) 利用者が本サービスへの利用申込時に届出した情報および利用者より登録されたサービス利用者に関する情報（以下「利用者情報」）
  - (2) 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う種々の情報（以下「利用者情報」）
2. 利用者は、利用者情報および利用者取引情報（以下「利用者登録情報」という）につき、当行が次の目的のために、業務上必要な範囲内で使用することをあらかじめ承諾するものとします。
  - (1) 新商品、新サービスの企画・開発
  - (2) ダイレクトメール、電子メール等の発送・発信
  - (3) 利用者の管理
  - (4) その他サービスの内容を向上させるために必要な行為
3. 当行は、次の場合を除き、利用者登録情報を第三者に開示しないものとします。
  - (1) あらかじめ利用者の同意が得られた場合
  - (2) 法令に基づき開示が求められた場合
  - (3) 個別の利用者を識別できない状態で提供する場合
4. 当行は、利用者登録情報をグループ会社に対し、当該利用者への商品・サービスの案内等に利用できるものとします。なお、個人情報の当行グループ会社への提供については、当行ホームページに「当行グループ間の共同利用」として公表しています。

### 第 23 条 秘密保持

当行は、本サービスに伴って取得した利用者の情報について、第三者に漏えいしないよう万全の措置をとることとし、この措置は本契約終了後も継続することとします。

### 第 24 条 準拠法・合意管轄

本規定は日本法に準拠し、日本法に基づき解釈されるものとします。本規定に基づく諸取引に関する紛争については、当行本支店所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

以上  
(平成 27 年 10 月 1 日)